

## がん研究総合戦略専門委員会の設置について（例）（案）

### 1. 設置の趣旨

- 高齢化の進展等により、3人に1人ががんで亡くなられており、また、生涯のうちにがんに罹る可能性は、国民の2人に1人と推計されているなど、がんは日本人にとって国民病といつても過言ではない状況にある。このような中、がんによる死亡者の減少と、すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の維持向上を実現するため、がん対策に資する研究をより一層推進する必要がある。
- がん研究を一層強力に推進するため、がん研究全体を俯瞰してがん研究の推進状況を把握し、それに基づいて明確な国家レベルのがん研究戦略を作成し、これを省庁横断的に推進すべきなどと、がん対策推進協議会から指摘されているところ。
- がん研究については、がん対策基本法制定前にあっては、平成16年度から「第3次対がん10か年総合戦略」を踏まえて推進してきたが、平成18年にはがん対策基本法が制定され、平成19年に閣議決定されたがん対策推進基本計画においてもがん研究推進の重要性が記載されているところ。
- がん対策推進基本計画は少なくとも5年ごとに見直しの検討を行うこととされることから、より俯瞰的かつ戦略的ながん研究計画について仔細に検討できるよう、専門委員会をがん対策推進協議会に設置する。

### 2. 検討事項

- 関係省庁が連携して、戦略的にトランスレーショナルリサーチ・リバーストランストラシヨナルリサーチや医師主導型治験を推進するなど、新たながん研究体系について、議論を行う。
- 小児がんを含む、より俯瞰的かつ戦略的ながん研究計画について、がん対策推進協議会へ報告する。

### 3. 委員構成

- 構成メンバーは、協議会委員とがん研究に関する専門委員で構成する。
- 構成メンバーのうち委員長を1名、副委員長を1名、置くものとする。
- 必要に応じて、参考人を招聘し、意見を求める事が出来る。
- 必要に応じて、オブザーバーの参加を認める。

### 4. スケジュール（案）

- 平成23年春頃までに、4～6回程度開催

### 5. その他

- 専門委員会の事務は、厚生労働省健康局総務課がん対策推進室が行う。
- 専門委員会の議事は、公開とする。